

観光客誘致拡大補助金交付要綱

(総則)

第1条 公益社団法人宮崎市観光協会(以下、協会という)は、旅行代理店等が実施する各種招待事業等に対して、予算の範囲内において、観光客誘致拡大補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 宮崎市への観光誘致を目指して実施される各種招待事業等に対して、その開催に要する経費の一部を補助し、もって宮崎市への観光客誘致の促進を図り、観光及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の事業とする。

ただし、会長が必要と認める場合については、この限りではない。

1. 旅行代理店、スポーツ関係団体、観光関係団体等が実施する宮崎市への招待事業。
(モニターツアー)
2. 主要旅行代理店及びキャリアが実施する集中送客宣伝事業。
(送客キャンペーン)
3. 主要協定旅館連盟が実施する行事助成事業。
(誘致キャンペーン)

(補助金の交付額)

第4条 補助金に係る補助対象経費及び交付限度額については、原則として、別表1のとおりとする。ただし、各事業等の内容、開催意義等を勘案し、必要と認められるときは、別途限度額を定めるものとする。

(補助金の交付方法)

第5条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、概算払いにより交付することが出来る。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請団体」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次の書類を添付して、協会へ提出しなければならない。

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)その他必要と認められる書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 前条の申請を審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるときは、協会は交付額を決定し、補助金交付決定通知書により、交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第8条 交付申請団体は、交付決定の通知を受けた後において、交付事業の内容に著しい変更が生じた場合は、速やかに変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第9条 協会は、変更申請に係る招待事業等の内容が適性であると認めたときは、変更承認及び変更交付決定通知書により、交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付申請団体は、事業を完了したときは、実績報告書に次の書類を添えて、完了の日から30日までに、協会に提出しなければならない。

- (1)事業実績報告書
- (2)収支決算書
- (3)その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 協会は、前条の実績報告書を受理したときは、実績報告書等の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し確定通知書により、交付申請団体に通知するものとする。

2. 第 3 条、第 2 項については、事業集客目標に達してない場合等は補助金の減額を生じる。

①目標の 80%未達は、補助金を 2 割以上減額。

②目標の 70%未達は、補助金を 3 割以上減額。

③目標の 60%未達は、補助金を 4 割以上減額。

④目標の 50%未達は、補助金額を内部基準により別途に定める。

⑤会長が必要と認める時は、補助金額を変更するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 交付申請団体は、補助金を請求しようとするときは、補助金請求書を協会に提出しなければならない。

(様式)

第 13 条 補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、変更承認申請書、変更承認及び変更交付決定通知書、実績報告書および確定通知書の様式は別記に定めるところによる。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 12 年度の予算に係る観光客誘致拡大補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 19 年度の予算に係る観光客誘致拡大補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 21 年度の予算に係る観光客誘致拡大補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成 22 年度の予算に係る観光客誘致拡大補助金から適用する。

別表 1

事業区分	補助額		補助対象経費
各種招待事業	単 独 外	補助対象経費の 1/2 以内で 300,000 円を限度とする。	旅費（交通費・宿泊費）・食料費・借上料（バス・会場等）
	組 合	招聘実費（但し、土産品は1 名につき 1,500 円（税別）以 内とする。）	招聘実費
主要旅行代理店 集中送客宣伝事業	補助対象経費の 1/2 以内で 200,000 円を限度とする。		印刷費（パンフレット・チラシ作製） 広告宣伝費（テレビ・ラジオ・雑誌等） ツアー募集費（DM・パンフ郵送等）
主要協定旅館連盟 助成事業	補助対象経費の 1/2 以内で 500,000 円を限度とする。		旅費（交通費・宿泊費）・借上げ料・懇談会費 土産品（宮崎市の特産物） 印刷費（宮崎市全体に誘致効果の期待できるパ ンフレット類）